

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

(1) 県内文化団体つなぐイベント推進補助金審査委員会を設置し、県内文化団体つなぐイベント推進補助金に係る事業についての審査に関する事務を担当させることとした。

(2) なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会を設置し、なら歴史芸術文化村修復工房使用者等の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。

(3) なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス指定管理者選定審査会を設置し、なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウスの指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。

(4) 平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討委員会を設置し、平城宮跡歴史公園南側地区の整備に係る構想及び計画に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させることとした。

2 附属機関の廃止

次の附属機関を廃止することとした。

- (1) 未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会
- (2) 奈良県文化芸術振興奨学生選考委員会
- (3) 奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会
- (4) 奈良県みつばち転飼調整委員会

3 奈良県農政推進会議の名称等の変更

知事の附属機関である奈良県農政推進会議の名称を「奈良県食と農の振興会議」に、担任する事項を農業農村施策に関する重要事項についての審議に関する事務から食と農の振興に関する重要事項についての審議に関する事務に変更することとした。

4 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。

◇県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する
条例

1 県費負担教職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員

七、二七三人 ↓ 七、二一〇人

2 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

中学校及び高等学校

一、九五二人 ↓ 一、九一六人

特別支援学校

一、〇四四人 ↓ 一、〇三六人

3 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 支給限度額の改定等

特殊勤務手当の支給限度額の改定等を次のとおり行うこととした。

(1) 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当

社会福祉業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当の支給限度額を次のとおり改定することとした。

従事した日一日につき 五〇〇円 ↓ 九五〇円

勤務一月につき 一〇、二〇〇円 ↓ 二〇、〇〇〇円

(2) 林業の教育指導に従事する職員の特殊勤務手当

奈良県フォレストアカデミーに勤務する職員が、実習を伴う林業に関する科目を担当して教育指導に従事したときは、特殊勤務手当を支給するものとし、その支給限度額は次のとおりとすることとした。

勤務一月につき 給料月額百分の七に相当する額

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 特例措置の実施期間

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から令和三年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一日から令和四年三月三十一日まで

2 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

- ア 地域連携薬局認定申請手数料等の新設
- イ 医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料等の新設
- ウ 飲食店営業等許可申請手数料の改定
- エ 漁業法の改正に伴う抵当権設定認可申請手数料の名称の変更等
- オ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の改定
- カ 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料等の新設

(2) ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部改正関係

ふぐ処理師の試験手数料等の改定

(3) 奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正関係

奈良県産業振興総合センターにおける試験手数料の改定等

(4) 奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例の一部改正関係

- ア 駐車場及び乗降場の使用料の改定等
- イ 奈良めぐり平城宮跡前自動車駐車場等の使用料の新設

(5) 奈良県立都市公園条例の一部改正関係

平城宮跡歴史公園駐車場の使用料の廃止

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等

- (1) 令和三年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
 - 1の(1)のエ及びカ 公布の日
 - 1の(1)のウ 令和三年六月一日
 - 1の(1)のア及びイ 令和三年八月一日
 - 1の(4)のイ及び(5) 規則で定める日
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 法人県民税関係

法人税割の現行税率が適用される事業年度を令和八年三月三十一日までに終了する事業年度分まで延長することとした。

2 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。

◇奈良県森林環境税条例の一部を改正する条例

1 県民税の均等割の税率の特例

- (1) 個人の県民税の特例の適用期限を令和七年度分まで延長することとした。
- (2) 法人の県民税の特例の適用期限を令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度分まで延長することとした。

2 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

1 判定基準寄附者の要件の見直し

特定非営利活動法人の指定のために必要な手續を行う基準のうち、広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準である判定基準寄附者

の要件は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく助成金の額がある場合には、当該助成金の額の総額に一定の額を加算した額以上の額を寄附したときとすることとした。

2 個人の住所又は居所に係る記載の閲覧対象からの除外

事業報告書等、役員名簿又は定款等については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を閲覧対象から除外することとした。

3 知事に提出しなければならない書類の削減

指定特定非営利活動法人が毎事業年度提出しなければならない書類のうち、次に掲げるものは提出を要しないこととするものとした。

ア 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

イ 既に所轄庁に提出され、その内容に変更がない前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

4 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。ただし、2及び3については、令和三年六月九日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇興行場法施行条例の一部を改正する条例

1 興行場営業の譲渡に係る許可申請手続の簡素化

(1) 興行場営業の許可申請手続について、興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、次に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができることとした。

ア 興行場の種別

イ 興行場の構造設備の概要

ウ ア及びイのほか、規則で定める事項

(2) (1)の適用を受ける場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証

する旨を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととした。

- (3) 営業者が興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、当該興行場の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類のうち変更がない書類の添付を省略することができることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県食品衛生法施行条例及びふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部を改正する条例

第一 奈良県食品衛生法施行条例の一部改正

1 営業の施設における公衆衛生上講ずべき措置に関する基準

食品衛生法の規定による公衆衛生の見地から必要な基準は、営業（調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業及び集乳業（生乳を集荷し、これを保存する営業をいう。）を除く。）に共通する事項については2、それぞれの営業ごとの事項については3、基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準については2及び3の基準に加え、4のとおりとすることとした。

2 営業に共通する事項に係る基準

営業に共通する事項に係る基準は、次のとおりとすることとした。

- (1) 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

- (2) 食品若しくは添加物又は容器包装、機械器具その他食品若しくは添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じて間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等

又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄又は消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合は、この限りでない。

3 それぞれの営業ごとの事項に係る基準
(3) (1)及び(2)に掲げる基準のほか、営業に共通する事項に係る基準

それぞれの営業ごとの事項に係る基準は、次のとおりとすることとした。

(1) 飲食店営業

自動車において調理をする場合は、次に掲げる営業の区分に応じ、一日の営業においてそれぞれに定める量の水を供給し、かつ、排水を保管することができる貯水設備を有すること。

ア 簡易な営業 約四十リットル

イ 大量の水を要しない営業 約八十リットル

ウ 大量の水を要する営業 約二百リットル

(2) 調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、かつ、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

ア ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りでない。

イ 床面は、清掃等が容易な不透水性の材料で作られていること。

(3) (1)及び(2)に掲げる基準のほか、それぞれの営業ごとの事項に係る基準
4 規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準

2及び3の基準に加え、規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準は、次のとおりとすることとした。

ア 飲食店営業、食肉販売業、食肉処理業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業で、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。

(イ) 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。

(ウ) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。

(エ) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏四度以下となるよう、冷凍保存を要する場合にあっては当該生食用の食肉が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(オ) 生食用食肉の加工をする施設は、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

イ 飲食店営業、魚介類販売業、水産製品製造業、複合型そוגい製造業及び複合型冷凍食品製造業で、ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施設できる容器等を備えること。

(イ) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。

(ウ) ふぐを凍結する場合は、ふぐを摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

第二 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部改正

処理していないふぐを食用に供する目的で販売（不特定多数又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）の相手方とすることができるとする営業者は、飲食店営業者、魚介類販売業者、魚介類競り売り営業者、水産製品製造業者、複合型そוגい製造業者及び複合型冷凍食品製造業者とすることとした。

第三 施行期日等

(1) 令和三年六月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を令和六年六月三十日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◆奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 非常災害対策

(1) 障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならないこととした。

(2) 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならないこととした。

(3) 障害児入所施設等は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

2 業務継続計画の策定等

(1) 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

3 衛生管理等

(1) 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防

止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(2) 児童福祉施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

4 職員の配置の基準の見直し

(1) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に置く心理療法担当職員には、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないこととした。

(2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とすることとした。

(3) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね四人につき一人以上とすることとした。

(4) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童福祉施設基準の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならないこととした。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができることとした。

ア 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに

訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

イ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（法に規定する喀痰吸引等という。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（法に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合ウ 当該福祉型児童発達支援センター（法に規定する登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（法に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（法に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合

(5) 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないこととした。

(6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならないこととした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

(1) 令和三年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 衛生用品の備蓄

婦人保護施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

2 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。

◇奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 衛生用品の備蓄
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。
- 2 施行期日
令和三年四月一日から施行することとした。

◇奈良県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 衛生用品の備蓄
無料低額宿泊所は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。
- 2 施行期日
令和三年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

- 1 職員の配置の基準の見直し
指定障害者支援施設に置く就労支援員のうち、一人以上を常勤とする基準を削除することとした。
- 2 テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用
施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとした。
- 3 職場への定着のための支援等の実施
(1) 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援（奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営

の基準等に関する条例に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上行う職業生活における相談等の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならないこととした。

(2) 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上行う職業生活における相談等の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないこととした。

4 ハラスメント対策の強化

指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

5 業務継続計画の策定等

(1) 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとすることとした。

6 非常災害対策

指定障害者支援施設は、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施に当た

7 衛生管理等

つて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

(1) 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(2) 指定障害者支援施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

8 運営規程等の掲示の見直し

指定障害者支援施設は、運営規程等を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、見やすい場所への掲示に代えることができることとした。

9 身体拘束等の適正化

指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

10 虐待の防止

指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

11 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

指定障害者支援施設の人員及び設備の基準に係る特例措置の適用期限を令和四年三月三十一日まで延長することとした。

第三 施行期日等

1 令和三年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 非常災害対策

障害者支援施設は、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

2 職員の配置の基準の見直し

障害者支援施設に置くべき就労支援員のうち、一人以上を常勤とする基準を削除することとした。

3 テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用

施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとした。

4 職場への定着のための支援等の実施

(1) 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労

定着支援（奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上行う職業生活における相談等の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならないこととした。

(2) 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上行う職業生活における相談等が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないこととした。

5 ハラスメント対策の強化

障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の整備等の必要な措置を講じなければならないこととした。

6 業務継続計画の策定等

(1) 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対し施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとするものとした。

7 衛生管理等

(1) 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこと

とした。

ア 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(2) 障害者支援施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

8 身体拘束等の適正化

障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 虐待の防止

障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

10 施行期日等

- (1) 令和三年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◆奈良県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 非常災害対策

地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

2 勤務体制の確保等

- (1) 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるように、職員の勤務の体制を定めておかなければならないこととした。
- (2) 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならないこととした。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないこととした。

- (3) 地域活動支援センターは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないこととした。
- (4) 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

3 業務継続計画の策定等

- (1) 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

- (2) 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。
- (3) 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に

4 衛生管理等

応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

(1) 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(2) 地域活動支援センターは、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

5 身体拘束等の適正化

地域活動支援センターは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

6 虐待の防止

地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催

- するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- イ 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 7 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 8 施行期日等
- (1) 令和三年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 非常災害対策

福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

2 勤務体制の確保等

- (1) 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならないこととした。
- (2) 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならないこととした。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないこととした。

(3) 福祉ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないこととした。

(4) 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

3 業務継続計画の策定等

(1) 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計

画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

4 衛生管理等

(1) 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該福祉ホームにおける感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 当該福祉ホームにおける感染症の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(2) 福祉ホームは、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

5 身体拘束等の適正化

福祉ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

6 虐待の防止

福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テ

レビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日等

(1) 令和三年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 指定児童発達支援事業所に置くべき従業者

(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除することとした。

(2) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の規定により厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならないこととした。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができることとした。

ア 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

イ 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（法に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（法に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合

ウ 当該指定児童発達支援事業所（法の登録に係る事業所である場合に限る。

）において、医療的ケアのうち特定行為（法に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（法に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合

(3) 指定児童発達支援事業所に機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができることとした。

2 会議におけるテレビ電話装置等の活用

児童発達支援計画の作成に係る会議その他の条例において実施することとされている会議を、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとした。

3 ハラスメント対策の強化

指定障害児通所支援事業者等は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

4 業務継続計画の策定等

(1) 指定障害児通所支援事業者等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 指定障害児通所支援事業者等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 指定障害児通所支援事業者等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとした。

5 地域と連携した非常災害対策

指定障害児通所支援事業者等（指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定

保育所等訪問支援事業者を除く。)は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

6 衛生管理等

(1) 指定障害児通所支援事業者等は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(2) 指定障害児通所支援事業者等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

7 運営規程等の掲示の見直し

指定障害児通所支援事業者等は、運営規程等を当該事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、見やすい場所への掲示に代えることができることとした。

8 身体拘束等の適正化

指定障害児通所支援事業者等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 虐待の防止

指定障害児通所支援事業者等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

10 その他所要の規定の整備を行うこととした。

11 施行期日等

(1) 令和三年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

1 指定福祉型障害児入所施設の人員に関する基準の見直し

(1) 主として知的障害のある児童又は盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員及び保育士の総数を、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上とすることとした。

(2) 心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合に置く心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬこととした。

2 会議におけるテレビ電話装置等の活用

児童発達支援管理専任者は、入所支援計画の作成に係る会議を、テレビ電話

装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとする事とした。

3 ハラスメント対策の強化

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設（以下「指定福祉型障害児入所施設等」という。）は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

4 業務継続計画の策定等

(1) 指定福祉型障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 指定福祉型障害児入所施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 指定福祉型障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

5 地域と連携した非常災害対策

指定福祉型障害児入所施設等は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

6 衛生管理等

(1) 指定福祉型障害児入所施設等は、当該指定福祉型障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該指定福祉型障害児入所施設等における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、

従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該指定福祉型障害児入所施設等における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該指定福祉型障害児入所施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(2) 指定福祉型障害児入所施設等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

7 運営規程等の掲示の見直し

指定福祉型障害児入所施設等は、運営規程等を当該指定福祉型障害児入所施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、見やすい場所への掲示に代えることができることとした。

8 身体拘束等の適正化

指定福祉型障害児入所施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 虐待の防止

指定福祉型障害児入所施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該指定福祉型障害児入所施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該指定福祉型障害児入所施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

10 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

指定福祉型障害児入所施設の人員及び設備の基準に係る特例措置の適用期限を令和四年三月三十一日まで延長することとした。

第三 施行期日等

1 令和三年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 ハラスメント対策の強化

指定障害福祉サービス事業者（指定重度障害者等包括支援事業者を除く。）は、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

2 業務継続計画の策定等

(1) 指定障害福祉サービス事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 指定障害福祉サービス事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 指定障害福祉サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

3 衛生管理等

(1) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業所におい

て感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該指定障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(2) 指定障害福祉サービス事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

4 運営規程等の掲示の見直し

指定障害福祉サービス事業者は、運営規程等を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、見やすい場所への掲示に代えることができることとした。

5 身体拘束等の適正化

指定障害福祉サービス事業者（指定就労定着支援事業者及び指定自立生活援助事業者を除く。）は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

6 虐待の防止

指定障害福祉サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、

次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該指定障害福祉サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該指定障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

7 会議におけるテレビ電話装置等の活用

療養介護計画の作成に係る会議その他の条例において実施することとされている会議を、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとすることとした。

8 地域と連携した非常災害対策

指定障害福祉サービス事業者（指定居宅介護事業者、指定重度障害者等包括支援事業者、指定就労定着支援事業者及び指定自立生活援助事業者を除く。）は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

9 指定就労定着支援に係る連絡調整

(1) 指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援B型事業者は、当該指定生活介護事業者等が提供する指定生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者等が条例に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、職業生活における相談等の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、条例に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないこととした。

(2) 指定就労移行支援事業者は、利用者が条例に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、職業生活における相談等の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援等を受けられるよう、条例に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととした。

10 職員の配置の基準の見直し

指定就労移行支援事業所に置く就労支援員のうち、一人以上を常勤とする基

準を削除することとした。

11 厚生労働大臣が定める事項の評価等

指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。

13 施行期日等

- (1) 令和三年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 地域と連携した非常災害対策

障害福祉サービス事業者は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

2 会議におけるテレビ電話装置等の活用

療養介護計画の作成に係る会議その他の条例において実施することとされている会議を、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとした。

3 ハラスメント対策の強化

障害福祉サービス事業者は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

4 業務継続計画の策定等

(1) 障害福祉サービス事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 障害福祉サービス事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 障害福祉サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとした。

5 衛生管理等

(1) 障害福祉サービス事業者は、当該障害福祉サービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該障害福祉サービス事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 当該障害福祉サービス事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該障害福祉サービス事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

(2) 障害福祉サービス事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

7 身体拘束等の適正化

障害福祉サービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
ウ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
8 虐待の防止

障害福祉サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該障害福祉サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に関催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 当該障害福祉サービス事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

9 指定就労定着支援に係る連絡調整

(1) 生活介護事業者、自立訓練（機能訓練）事業者、自立訓練（生活訓練）事業者、就労継続支援A型事業者及び就労継続支援B型事業者は、当該生活介護事業者等が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者等が指定就労定着支援（奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、職業生活における相談等の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならないこととした。

(2) 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、職業生活における相談等の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととした。

10 職員の配置の基準の見直し

就労移行支援事業所に置く就労支援員のうち、一人以上を常勤とする基準を削除することとした。

11 厚生労働大臣が定める事項の評価等

就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年

に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同令に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。

- 12 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 13 施行期日等

- (1) 令和三年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 基本方針の追加

軽費老人ホーム及び軽費老人ホームA型（以下「軽費老人ホーム等」という。）に係る基本方針に、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬことを追加することとした。

2 運営規程の追加

軽費老人ホーム等が定めなければならない運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項に係る規程を追加することとした。

3 地域と連携した非常災害対策

軽費老人ホーム等は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

4 会議におけるテレビ電話装置等の活用

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他の条例において実施することとされている会議を、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとすることとした。

5 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

軽費老人ホーム等は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支

援専門員、介護保険法に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。

6 ハラスメント対策の強化

軽費老人ホーム等は、適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

7 業務継続計画の策定等

(1) 軽費老人ホーム等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 軽費老人ホーム等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 軽費老人ホーム等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

8 衛生管理等

(1) 軽費老人ホーム等は、介護職員その他の職員に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならないこととした。

(2) 軽費老人ホーム等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

9 運営規程等の掲示の見直し

軽費老人ホーム等は、運営規程等を当該軽費老人ホーム等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、見やすい場所への掲示に代えることができることとした。

10 事故発生の防止等のための措置の追加

軽費老人ホーム等は、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないこととした。

11 虐待の防止

軽費老人ホーム等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該軽費老人ホーム等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 当該軽費老人ホーム等における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該軽費老人ホーム等において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

12 雑則

(1) 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下12において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

(2) 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができるとした。

13 その他所要の規定の整備を行うこととした。

14 施行期日等

(1) 令和三年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 基本方針の追加

養護老人ホームに係る基本方針に、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないことを追加することとした。

2 運営規程の追加

養護老人ホームが定めなければならない運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項に係る規程を追加することとした。

3 地域と連携した非常災害対策

養護老人ホームは、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

4 会議におけるテレビ電話装置等の活用

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他の条例において実施することとされている会議を、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとするにととした。

5 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。

6 ハラスメント対策の強化

養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

7 業務継続計画の策定等

(1) 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い

必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

8 衛生管理等

(1) 養護老人ホームは、支援員その他の職員に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(2) 養護老人ホームは、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

9 事故発生の防止等の措置の追加

養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないこととした。

10 虐待の防止

養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

11 電磁的記録等

養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下11において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することが

できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができることとした。

12 その他所要の規定の整備を行うこととした。

13 施行期日等

(1) 令和三年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 基本方針の追加

特別養護老人ホーム、ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に係る基本方針に、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないことを追加することとした。

2 職員の専従に係る特例の変更

特別養護老人ホームにユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員及び看護職員は、いずれの施設の職務にも従事することができることとする事とした。

3 運営規程の追加

特別養護老人ホーム等が定めなければならない運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項に係る規程を追加することとした。

4 地域と連携した非常災害対策

特別養護老人ホーム等は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

5 会議におけるテレビ電話装置等の活用

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他の条例において実施することとされている会議を、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとすることとした。この場合において、入所者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないこととした。

6 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

特別養護老人ホーム等は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。

7 ハラスメント対策の強化

特別養護老人ホーム等は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

8 業務継続計画の策定等

(1) 特別養護老人ホーム等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 特別養護老人ホーム等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 特別養護老人ホーム等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

9 衛生管理等

(1) 特別養護老人ホーム等は、介護職員その他の職員に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なわなければならないこととした。

(2) 特別養護老人ホーム等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

10 事故発生の防止等のための措置の追加

特別養護老人ホーム等は、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないこととした。

11 虐待の防止

特別養護老人ホーム等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該特別養護老人ホーム等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該特別養護老人ホーム等における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該特別養護老人ホーム等において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

12 ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの居室に係る基準の変更

(1) 一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとすることとした。

(2) 入居者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこととする基準を削除することとした。

13 地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームに置かないことができる職員

地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができることとした。

14 雑則

- (1) 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本）が記載された紙その他の有体物をいう。以下14において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。
 - (2) 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。
- 15 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 16 施行期日等
 - (1) 令和三年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◆奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 基本方針の追加
基本方針として、次の事項を追加することとした。
 - (1) 指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設等」という。）は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 - (2) 指定介護老人福祉施設等は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、介護保険法（以下「法」という。）に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

2 人員に関する基準の変更

(1) 指定介護老人福祉施設等は、一以上の栄養士に代えて管理栄養士を有することができることとした。

(2) 指定介護老人福祉施設にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員及び看護職員は、いずれの施設の職務にも従事することができることとした。

3 会議におけるテレビ電話装置等の活用

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他の条例において実施することとされている会議を、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとした。この場合において、入所者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないこととした。

4 栄養管理

指定介護老人福祉施設等は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととした。

5 口腔衛生の管理

指定介護老人福祉施設等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととした。

6 運営規程の追加

指定介護老人福祉施設等が定めなければならない運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項に係る規程を追加することとした。

7 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

指定介護老人福祉施設等は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた

めに必要な措置を講じなければならないこととした。

8 ハラスメント対策の強化

指定介護老人福祉施設等は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬこととした。

9 業務継続計画の策定等

(1) 指定介護老人福祉施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならぬこととした。

(2) 指定介護老人福祉施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 指定介護老人福祉施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとすることとした。

10 地域と連携した非常災害対策

指定介護老人福祉施設等は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

11 衛生管理等

(1) 指定介護老人福祉施設等は、介護職員その他の従業者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(2) 指定介護老人福祉施設等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

12 運営規程等の掲示の見直し

指定介護老人福祉施設等は、運営規程等を当該指定介護老人福祉施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、見やす

い場所への掲示に代えることができることとした。

13 事故発生の防止等のための措置の追加

指定介護老人福祉施設等は、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないこととした。

14 虐待の防止

指定介護老人福祉施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該指定介護老人福祉施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該指定介護老人福祉施設等における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該指定介護老人福祉施設等において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

15 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備に係る基準の変更

(1) 一のユニットの入居者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする事とした。

(2) 入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこととする基準を削除することとした。

16 雑則

(1) 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下16において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機に

よる情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができることとした。

(2) 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができることとした。

17 その他所要の規定の整備を行うこととした。

18 施行期日等

(1) 令和三年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 基本方針の追加

基本方針として、次の事項を追加することとした。

(1) 介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設等」という。)は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(2) 介護老人保健施設等は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、介護保険法(以下「法」という。)に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

2 人員に関する基準の変更

(1) 入所定員百以上の介護老人保健施設等は、栄養士に代えて管理栄養士を有することができることとした。

(2) 介護老人保健施設にユニット型介護老人保健施設を併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員は、いずれの施設の職務にも従事することができることとした。

- 3 会議におけるテレビ電話装置等の活用
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他の条例において実施することとされている会議を、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとするこゝとした。この場合において、入所者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないこととした。
- 4 栄養管理
介護老人保健施設等は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととした。
- 5 口腔衛生（くわくせいせい）の管理
介護老人保健施設等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととした。
- 6 運営規程の追加
介護老人保健施設等が定めなければならない運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項に係る規程を追加することとした。
- 7 認知症介護に係る基礎的な研修の受講
介護老人保健施設等は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。
- 8 ハラスメント対策の強化
介護老人保健施設等は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。
- 9 業務継続計画の策定等

(1) 介護老人保健施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 介護老人保健施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならないこととした。

(3) 介護老人保健施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとするものとした。

10 地域と連携した非常災害対策

介護老人保健施設等は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

11 衛生管理等

(1) 介護老人保健施設等は、介護職員その他の従業者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なわなければならないこととした。

(2) 介護老人保健施設等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

12 運営規程等の掲示の見直し

介護老人保健施設等は、運営規程等を当該介護老人保健施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、見やすい場所への掲示に代えることができることとした。

13 事故発生の防止等のための措置の追加

介護老人保健施設等は、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないこととした。

14 虐待の防止

介護老人保健施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該介護老人保健施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図

ること。

イ 当該介護老人保健施設等における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該介護老人保健施設等において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

15 雑則

(1) 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下15において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

(2) 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。

16 その他所要の規定の整備を行うこととした。

17 施行期日等

(1) 令和三年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 基本方針の追加

基本方針として、次の事項を追加することとした。

(1) 指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設等」という。）は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(2) 指定介護療養型医療施設等は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、介護保険法（以下「法」という。）に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

2 人員に関する基準の変更

(1) 療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設等は、一以上の栄養士又は管理栄養士を配置しなければならないこととした。

(2) 指定介護療養型医療施設にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合において、入院患者の処遇に支障がないときは、介護職員は、いずれの施設の職務にも従事することができることとする事とした。

3 会議におけるテレビ電話装置等の活用

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他の条例において実施することとされている会議を、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとする事とした。この場合において、入院患者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得なければならないこととした。

4 栄養管理

指定介護療養型医療施設等は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととした。

5 口腔衛生の管理

指定介護療養型医療施設等は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととした。

6 運営規程の追加

指定介護療養型医療施設等が定めなければならない運営規程に、虐待の防止

のための措置に関する事項に係る規程を追加することとした。

7 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

指定介護療養型医療施設等は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。

8 ハラスメント対策の強化

指定介護療養型医療施設等は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

9 業務継続計画の策定等

(1) 指定介護療養型医療施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 指定介護療養型医療施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 指定介護療養型医療施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

10 地域と連携した非常災害対策

指定介護療養型医療施設等は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

11 衛生管理等

(1) 指定介護療養型医療施設等は、介護職員その他の従業者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(2) 指定介護療養型医療施設等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

12 運営規程等の掲示の見直し

指定介護療養型医療施設等は、運営規程等を当該指定介護療養型医療施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、見やすい場所への掲示に代えることができることとした。

13 事故発生の防止等のための措置の追加

指定介護療養型医療施設等は、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないこととした。

14 虐待の防止

指定介護療養型医療施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該指定介護療養型医療施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該指定介護療養型医療施設等における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該指定介護療養型医療施設等において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

15 ユニット型指定介護療養型医療施設の病室に係る基準の変更

(1) 一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする事とした。

(2) 入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこととする基準を削除することとした。

16 雑則

(1) 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、

正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下16において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

(2) 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。

17 その他所要の規定の整備を行うこととした。
18 施行期日等

(1) 令和三年四月一日から施行することとした。
(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◆奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 指定居宅サービスの事業の一般原則の追加

指定居宅サービスの事業の一般原則として、次の事項を追加することとした。
(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの提供に当たっては、介護保険法（以下「法」という。）に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

2 運営規程の追加

指定居宅サービス事業者が定めなければならない運営規程に、虐待の防止の

ための措置に関する事項に係る規程を追加することとした。

3 ハラスメント対策の強化

指定居宅サービス事業者は、適切な指定居宅サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定居宅サービスの提供に当たる者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

4 業務継続計画の策定等

(1) 指定居宅サービス事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 指定居宅サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 指定居宅サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

5 衛生管理等

(1) 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該指定居宅サービス事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

イ 当該指定居宅サービス事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該指定居宅サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の

発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

- (2) 指定居宅サービス事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

6 運営規程等の掲示の見直し

指定居宅サービス事業者は、運営規程等を当該指定居宅サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、見やすい場所への掲示に代えることができることとした。

7 地域との連携等

- (1) 指定訪問介護事業者、指定訪問入浴介護事業者、指定訪問看護事業者、指定訪問リハビリテーション事業者、指定居宅療養管理指導事業者、指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定福祉用具貸与事業者及び指定特定福祉用具販売事業者は、それぞれの事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅サービスの提供を行うよう努めなければならないこととした。

- (2) 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととした。

8 虐待の防止

指定居宅サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

- ア 当該指定居宅サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に関催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- イ 当該指定居宅サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- ウ 当該指定居宅サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

- エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

9 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

指定訪問入浴介護事業者、指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、ユニット型指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、ユニット型指定短期入所療養介護事業者、指定特定入居者生活介護事業者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての指定居宅サービスの提供に当たる者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。

10 会議におけるテレビ電話装置等の活用

リハビリテーション会議その他の条例において実施することとされている会議を、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとすることとした。この場合において、利用者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないこととした。

11 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針の追加

薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針に、次の事項を追加することとした。

ア 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

イ アの居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

ウ イの場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

12 地域と連携した非常災害対策

指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、ユニット型指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、ユニット型指定短期入所療養介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

13 指定短期入所生活介護事業所の職員の配置の基準の追加

指定短期入所生活介護事業者は、利用定員が配置基準未満であることにより看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとした。

14 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の居室に係る基準の変更

- (1) 一のユニットの利用定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとした。
- (2) 利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこととする基準を削除することとした。

15 雑則

- (1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下15において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

- (2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。

- ）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。
- 16 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 17 施行期日等
- (1) 令和三年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 指定介護予防サービスの事業の一般原則の追加
- 指定介護予防サービスの事業の一般原則として、次の事項を追加することとした。
- (1) 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (2) 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの提供に当たっては、介護保険法（以下「法」という。）に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 2 運営規程の追加
- 指定介護予防サービス事業者が定めなければならない運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項に係る規程を追加することとした。
- 3 認知症介護に係る基礎的な研修の受講
- 指定介護予防訪問入浴介護事業者、指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防特定入居者生活介護事業者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての指

定介護予防サービスの提供に当たる者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。

4 ハラスメント対策の強化

指定介護予防サービス事業者は、適切な指定介護予防サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定介護予防サービスの提供に当たる者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

5 業務継続計画の策定等

(1) 指定介護予防サービス事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 指定介護予防サービス事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 指定介護予防サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

6 衛生管理等

(1) 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該指定介護予防サービス事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者等に周知徹底を図ること。

イ 当該指定介護予防サービス事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該指定介護予防サービス事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者等に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(2) 指定介護予防サービス事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

7 運営規程等の掲示の見直し

指定介護予防サービス事業者は、運営規程等を当該指定介護予防サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、見やすい場所への掲示に代えることができることとした。

8 地域との連携等

指定介護予防訪問入浴介護事業者、指定介護予防訪問看護事業者、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防居宅療養管理指導事業者、指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、それぞれの事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防サービスの提供を行うよう努めなければならないこととした。

9 虐待の防止

指定介護予防サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該指定介護予防サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者等に周知徹底を図ること。

イ 当該指定介護予防サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該指定介護予防サービス事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

10 会議におけるテレビ電話装置等の活用

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
この場合において、利用者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないこととした。

11 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針の追加

薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針に、次の事項を追加することとした。

ア 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

イ アの介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

ウ イの場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

12 地域と連携した非常災害対策

指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととし

た。

13 指定介護予防短期入所生活介護事業所の職員の配置の基準の追加

指定短期入所生活介護事業者は、利用定員が配置基準未満であることにより看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとした。

14 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に係る基準の変更

- (1) 一のユニットの利用定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとした。
- (2) 利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこととする基準を削除することとした。

15 雑則

- (1) 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物という。以下15において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

- (2) 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。
- その他所要の規定の整備を行うこととした。

17 施行期日等

- (1) 令和三年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 基本方針の追加

基本方針として、次の事項を追加することとした。

- (1) 介護医療院及びユニット型介護医療院（以下「介護医療院等」という。）は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- (2) 介護医療院等は、介護医療院サービスの提供に当たっては、介護保険法（以下「法」という。）に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

2 人員に関する基準の変更

- (1) 入所定員百以上の介護医療院等は、栄養士に代えて管理栄養士を有することができることとした。

- (2) 介護医療院にユニット型介護医療院を併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員は、いずれの施設の職務にも従事することができることとした。

3 会議におけるテレビ電話装置等の活用

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他の条例において実施することとされている会議を、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができることとするにととした。この場合において、入所者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないこととした。

4 栄養管理

介護医療院等は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生

活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととした。

5 口腔衛生の管理

介護医療院等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととした。

6 運営規程の追加

介護医療院等が定めなければならない運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項に係る規程を追加することとした。

7 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

介護医療院等は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。

8 ハラスメント対策の強化

介護医療院等は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

9 業務継続計画の策定等

(1) 介護医療院等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 介護医療院等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 介護医療院等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

10 地域と連携した非常災害対策

介護医療院等は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

11 衛生管理等

(1) 介護医療院等は、介護職員その他の従業者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(2) 介護医療院等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならないこととした。

12 運営規程等の掲示の見直し

介護医療院等は、運営規程等を当該介護医療院等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、見やすい場所への掲示に代えることができることとした。

13 事故発生の防止等のための措置の追加

介護医療院等は、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないこととした。

14 虐待の防止

介護医療院等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 当該介護医療院等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催すること
もに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
イ 当該介護医療院等における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該介護医療院等において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

15 雑則

(1) 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下15において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に

係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

(2) 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。

16 診療所の病床から介護医療院等へ転換する場合の特例

病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院等を開設する場合における当該介護医療院等の浴室については、本則の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとするものとした。

17 その他所要の規定の整備を行うこととした。

18 施行期日等

- (1) 令和三年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 製造の事業の用に供する生産施設等に係る県税の不均一課税

一定の要件に該当する製造の事業の用に供する生産施設又は製造の事業に関する研究施設を設置した法人について課する事業税の税率の特例措置の適用期限を、令和八年三月三十一日まで五年延長することとした。

2 旅館業の用に供する宿泊施設に係る県税の不均一課税

一定の要件に該当する旅館業の用に供する宿泊施設を設置した者について課する事業税の税率の特例措置及び不動産取得税の税額の減額措置の適用期限を、令和八年三月三十一日まで五年延長することとした。

3 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。

◇奈良県職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 普通課程の普通職業訓練の実施方法の基準の変更

通信の方法で行う場合は、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこととする事とした。

2 短期課程の普通職業訓練の実施方法の基準の変更

通信の方法で行う場合は、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこととする事とした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇なら食と農の魅力創造国際大学校条例の一部を改正する条例

1 設置

なら食と農の魅力創造国際大学校に、大学校の有する教育機能の向上、食と農を通じた交流の促進及び地域の活性化に寄与するため、なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）を設置することとした。

2 使用の承認

セミナーハウスの施設、設備等を使用しようとするものは、知事の承認を受けなければならないこととした。

3 損害賠償

セミナーハウスの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならないこととした。

4 使用料

セミナーハウスの使用の承認を受けた者は、次に定める額を規則で定めるところにより、納めなければならないこととした。

ア 施設及びその使用料

		セミナールーム 2				セミナールーム 1		施設	使用料			
で	夜間（午後六時から午後九時まで）	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	午前（午前九時から正午まで）	で	全日（午前九時から午後九時まで）	午後・夜間（午後一時から午後九時まで）	で	夜間（午後六時から午後九時まで）		午前（午前九時から正午まで）	午後（午後一時から午後五時まで）	午前（午前九時から正午まで）
	二、八〇〇円	五、〇〇〇円	二、九〇〇円		二、二〇〇円	一四、九〇〇円		五、八〇〇円	一〇、四〇〇円	六、〇〇〇円	四、五〇〇円	

室 泊 宿		調理実習室								
ム	シングルルーム	ツインルーム								
使用する場合	一室一月	一室一泊	全日（午前九時から午後九時まで）	午後・夜間（午後一時から午後九時まで）	夜間（午後六時から午後九時まで）	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	午後（午後一時から午後五時まで）	午前（午前九時から正午まで）	全日（午前九時から午後九時まで）	午後・夜間（午後一時から午後九時まで）
	一室一泊									
	一、四〇〇円	二五、八〇〇円	一九、六〇〇円							

	その他の者が使用する場合	一室一泊	五、一〇〇円
--	--------------	------	--------

イ 設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額

5 指定管理者の指定等

(1) セミナーハウスの管理は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができることとした。

(2) 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主としてセミナーハウスの管理を行う指定管理者になることができないこととした。ただし、知事、副知事並びに地方自治法に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでないこととした。

(3) (1)の指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならないこととした。

ア セミナーハウスの管理に関する事業計画書

イ アに掲げるもののほか、規則で定める書類

6 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてセミナーハウスの管理を行わなければならないこととした。

7 指定管理者に行わせることができる業務の範囲等

セミナーハウスに関する指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次のとおりとすることとした。

(1) セミナーハウスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務

(2) セミナーハウスの施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) セミナーハウスの利用の促進に関する業務
8 利用料金

- (1) 5によりセミナーハウスの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととした。
- (2) 利用料金の額は、4の使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする事とした。

9 施行期日等

- (1) 規則で定める日から施行することとした。ただし、(2)から(4)までは、公布の日から施行することとした。
- (2) 5の(1)による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、5の例により行うことができることとした。
- (3) (2)により指定を受けた者は、施行日前においても、7の業務の開始に必要な準備行為を行うことができることとした。
- (4) 施行日以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができることとした。

◇奈良県文化振興条例

1 前文

奈良は、日本文化を代表する様々な文物の発祥の地であるとともに、固有の文化及び外来の文化が交流して融合し、日本の国家としての基礎が築かれた場所である。古来より脈々と受け継がれてきた豊富な歴史文化資源を有する本県の強みを生かし、歴史文化資源の継承及び活用並びに文化活動の振興を通じて郷土の誇りを醸成し、地域の振興を推進していくことは、本県の担うべき使命である。

このような認識の下、県では、日々の暮らしをより豊かにする文化の振興に関する施策を推進し、文化活動により障害のある人もない人も世代を問わず共に楽しみ、絆きずなを深めるための取組を展開しており、こうした取組は全国にも広

がりを見せつつある。

近年、人口の減少、少子高齢化、人間関係の希薄化等の文化を取り巻く社会的環境の変化により、地域の文化の継承が課題となっている。一方で、情報通信技術の進展に伴う様々な主体間の交流、新たな分野における連携等により、新しい文化の創造及び文化の継承の可能性が広がっている。

変化する状況に対応するため、なら歴史芸術文化村等の文化の振興の拠点を活用して、歴史文化資源の継承及び活用と文化活動の振興を一体として推進することで、心豊かな県民生活を実現し、観光・産業振興、まちのにぎわいづくり等の政策間連携による地域振興を目指すことが必要である。

ここに、歴史文化資源の継承及び活用並びに文化活動の振興について基本理念を明らかにしてその方向性を示し、これらに関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本県の特性を生かした文化を振興し、世界に冠たる文化の都としての奈良県を創るため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、文化振興（歴史文化資源の継承及び活用並びに文化活動の振興をいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、歴史文化資源の継承及び活用を行う者、文化活動を行う者、教育機関並びに事業者の役割を明らかにするとともに、文化振興に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、歴史文化資源に対する理解及び関心の増進並びに文化活動への参加の促進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に資することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 歴史文化資源 有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源であつて、歴史に対する認識を深めるものをいう。

イ 文化活動 次に掲げるものに関する活動をいう。

(イ) 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（イ）に規定するメディア芸術を除く。）をいう。

(イ) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他

の電子機器を利用した芸術をいう。）

(ウ) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、民俗芸能その他の伝統的な芸能等をいう。）

(エ) 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）

4 基本理念

文化振興は、歴史文化資源が県民にとってかけがえない財産であること及び文化活動が生活を豊かにするものであることに鑑み、県、県民、歴史文化資源の継承及び活用を行う者、文化活動を行う者、教育機関、事業者その他の主体の相互の連携及び協力の下、次に掲げることを基本として行わなければならないこととした。

ア 歴史文化資源を通して、地域の文化に対する理解及び関心を増進し、誇りと愛着を持つことができる地域社会の形成に資すること。

イ 文化を享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民及び県を訪れる者がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化に親しむことができる環境を整備すること。

ウ 個人の自主性及び創造性が十分に尊重されること。

エ 文化振興により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用すること。

5 県の責務

(1) 県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

(2) 県は、(1)の施策を実施するに当たっては、県民、歴史文化資源の継承及び活用を行う者、文化活動を行う者、教育機関、事業者、市町村、他の都道府県、国その他の主体と連携し、及び協働するものとした。

6 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、文化振興についての理解及び関心を深めるとともに、自主的かつ主体的な歴史文化資源の継承及び活用並びに文化活動を通じて、文化振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとした。

7 歴史文化資源の継承及び活用を行う者の役割

歴史文化資源の継承及び活用を行う者は、基本理念にのっとり、歴史文化資源が県民共通の財産であることを自覚し、文化振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。こととした。

8 文化活動を行う者の役割

文化活動を行う者は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。こととした。

9 教育機関の役割

(1) 教育機関は、基本理念にのっとり、歴史文化資源及び文化活動に親しむ機会を提供するよう努めるものとする。こととした。

(2) 教育機関は、人材の育成、調査研究その他の教育研究活動を通じて、文化振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。こととした。

10 事業者の役割

文化振興を業として行う者は、基本理念にのっとり、文化振興についての理解及び関心を深めるとともに、その事業活動における文化との関わりを通じて、文化振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。こととした。

11 地域住民の誇りの醸成等

県は、県民がその居住する地域の文化に対する理解及び関心を深めるとともに、誇りと愛着を持つことができるよう、地域住民が主体となる歴史文化資源の継承及び活用の推進に係る取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。こととした。

12 文化財の修復、公開等に対する支援

県は、歴史文化資源のうち、文化財（文化財保護法に規定する文化財をいう。以下同じ。）の保存及び活用を図るため、その修復、公開その他の必要な支援を講ずるものとする。こととした。この場合において、県は、文化財の保存及び活用の一体的な展開に留意するものとする。こととした。

13 交流の促進

県は、歴史文化資源に関する理解の促進を図るため、国内外における本県の歴史文化資源を紹介する機会の確保、歴史文化資源に関する研究に係る地域間交流及び国際交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。こととした。

14 歴史文化資源の継承及び活用に関する活動の促進

県は、歴史文化資源の継承及び活用に関する活動の促進を図るため、県民が歴史文化資源に親しみ、及び歴史文化資源の意義を学ぶことができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとした。

15 人材育成等

県は、歴史文化資源の継承及び活用を担う人材の育成を図るため、歴史文化資源に触れる機会の提供、教育機関における学習の支援、文化財の修復に係る講習等の実施その他の必要な施策を講ずるものとした。

16 歴史文化資源の把握等

- (1) 県は、地域の魅力の向上を図るため、歴史文化資源を把握し、当該歴史文化資源の継承及び活用を推進するものとした。
- (2) 県は、歴史文化資源の魅力を周知し、その理解を深めるため、把握した歴史文化資源を分かりやすく発信するための施策を講ずるものとした。

17 地域における文化活動に対する支援等

県は、地域の文化活動の振興及びこれを通じた地域の活性化を図るため、地域住民及び市町村が主体となって取り組む文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとした。

18 伝統芸能等の継承、発展及び保存に対する支援等

県は、伝統芸能及び生活文化（以下「伝統芸能等」という。）の継承、発展及び保存を図るため、情報の提供、指導、助言、発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとした。

19 交流の促進

県は、文化活動を通じた相互理解を図るため、文化活動に係る地域間交流及び国際交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとした。

20 県民の文化活動の充実

- (1) 県は、文化活動の充実を図るため、広く県民が自主的に文化活動に参加し又はこれを鑑賞する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとした。

- (2) 県は、(1)の施策を講ずるに当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経

済的な状況又は居住する地域にかかわらず、文化活動に取り組み、文化活動を通じて交流を行うことができるよう配慮するものとする。

(3) 県は、子どもの創造性及び感性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、幼少期から文化活動に親しむ機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 県は、学校教育及び社会教育における文化活動の充実を図るため、文化活動に関する体験学習の充実、教育機関における文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

21 人材育成等

県は、文化活動の振興を図るため、創造的文化活動を行う者、伝統芸能等の継承を行う者、文化活動について指導を行う者、文化活動に関する企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化活動の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

22 情報の収集及び発信

県は、文化活動の振興に関する施策の効果的な推進を図るため、県内の文化活動に関する情報を収集し、県民に提供するとともに、当該情報の国内外への発信に努めるものとする。

23 文化振興関連施設の活用の促進

県は、なら歴史芸術文化村その他の文化振興に関連する県の施設を11から22までに定める施策を推進する拠点として活用し、観光、産業等の分野と連携した効果的な運営を図るものとする。

24 市町村との連携

県は、文化振興に関する施策の推進に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化振興に関する施策を策定し、及び実施するための助言その他の必要な協力を行うものとする。

25 顕彰

県は、文化振興に関し特に顕著な功績があると認められる者を顕彰するものとする。

26 財政上の措置

県は、基本理念に基づき文化振興に関する施策を実施するため、効果的かつ

効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。

27 実施状況の公表

知事は、毎年度一回、この条例に基づき県が講じた施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとした。

28 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。

◇奈良県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

1 積立て

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとした。

2 管理

- (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。
- (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとしたこととした。

4 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

5 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

7 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。
- (2) 令和四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◆奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例

1 目的

この条例は、重症心身障害児等が地域において安心して暮らすために必要な支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村等との連携及び協力を明らかにするとともに、重症心身障害児等の地域生活の支援に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、重症心身障害児等の身近な地域における支援体制の構築を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とするものとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

- ア 重症心身障害児等 障害児（児童福祉法に規定する障害児をいう。）又は障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者をいう。）であつて、次のいずれかに該当するもの
- （イ） 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者
- （ロ） 人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことのできない装置を装着している者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある者
- イ 関係機関等 医療機関、障害福祉サービス事業者、学校その他の重症心身障害児等の支援を行う団体をいう。

3 基本理念

- (1) 重症心身障害児等の地域生活の支援は、全ての重症心身障害児等が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを旨として行われなければならないこととした。

- (2) 重症心身障害児等の支援は、県、市町村及び関係機関等との緊密な連携の下、個々の重症心身障害児等の障害の状態及び生活の実態に応じて、切れ目

なく行われなければならないこととした。

4 県の責務

県は、3に定める基本理念にのっとり、重症心身障害児等の地域生活の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする事とした。

5 市町村及び関係機関等との連携及び協力

県は、市町村及び関係機関等が重症心身障害児等の地域生活の支援に關し重要な役割を有していることに鑑み、当該支援に關する施策を実施するに当たっては、これらの機関と連携し、及び協力するものとする事とした。

6 財政上の措置

県は、基本理念に基づき重症心身障害児等の地域生活の支援に關する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

7 相談支援体制の充実

県は、重症心身障害児等、その家族及び関係機関等に對する相談支援体制の充実を図るため、相談窓口の設置、身近な地域における相談支援体制の構築の支援その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

8 身近な地域における療育及び生活介護

県は、重症心身障害児等が障害の特性その他の心身の状況に應じた療育及び生活介護の支援を身近な地域で切れ目なく受けられることができるようにするため、地域における日中活動の場の確保の推進その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

9 介護者に対する支援

県は、重症心身障害児等を介護する家族の身体的及び精神的負担を軽減するため、レスパイトケア（重症心身障害児等を在宅で介護する家族が休息を取れるよう支援を行うことをいう。）の充実その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

10 連携の強化

県は、県、市町村及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力することに、より、重症心身障害児等の地域生活の支援の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする事とした。

11 人材の育成

県は、重症心身障害児等の支援を担う人材を育成するため、研修の実施、技術的助言その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

12 奈良県重症心身障害児者支援センター

知事は、県における重症心身障害児等の地域生活の支援が生活全般にわたり包括的に、かつ、切れ目なく行われるよう、奈良県重症心身障害児者支援センターにおいて、次に掲げる業務を行うものとする事とした。

ア 重症心身障害児等及びその家族その他これらの者を支援する関係機関等に対し、専門的な相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。

イ 重症心身障害児等の地域生活の支援に関わる関係機関等との連絡及び調整を行うこと。

ウ 重症心身障害児等の相談支援に従事する者等の育成及び資質の向上を図るための研修を実施すること。

エ その他重症心身障害児等の地域生活の質の向上に寄与する業務

13 重症心身障害児者地域支援センターの指定等

(1) 知事は、次に掲げる業務を、重症心身障害児者地域支援センター（地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、医療法人、社会福祉法人その他の法人であつて当該業務を市町村、医療機関及び障害福祉サービス事業所等との連携の下、一体的かつ確実に行うことができることと認めて知事が指定した者をいう。）に行わせ、又は自ら行うものとする事とした。

ア 児童発達支援、放課後等デイサービス及び生活介護

イ 医療型短期入所

ウ 重度訪問介護

(2) 知事は、(1)の指定に当たっては、次に掲げる地域ごとの実情を踏まえ、重症心身障害児等及びその家族その他の関係者が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう適切に配慮するものとする事とした。

ア 宇陀市、山辺郡及び宇陀郡

イ 五條市及び吉野郡

ウ ア及びイに掲げる地域以外の地域

14 協議の場の設置

県は、重症心身障害児等の地域生活の支援に関する施策の効果的な推進を図るため、関係機関等による協議の場を設けるものとする事とした。

15 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。